



# 鳥取県公報

平成17年12月6日(火)  
第7744号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (900) (西部総合事務所県民局) ..... 1
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (901) (西部総合事務所福祉保健局) ... 2
	結核予防法による医療機関の指定 (902) (鳥取保健所) ..... 2
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (903) (＃) ..... 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (904) (経済交流課) ..... 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (905) (＃) ..... 4
	鳥取県農業会議の常任会議員の定数の廃止 (906) (経営支援課) ..... 6
	保安林の指定の解除予定 (907) (森林保全課) ..... 6
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (908~910) (＃) ..... 7
	土地収用法による事業の認定 (911) (管理課) ..... 8
選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (78) .....10
公 告	ふぐ処理師試験の実施 (食の安全推進課) .....10

## 告 示

### 鳥取県告示第900号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年1月18日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年12月6日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 申請のあった年月日  
平成17年11月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ぱーとなー
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
大羽 和弘
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市西福原八丁目10 - 15

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者および高齢者に対して、在宅福祉、交通福祉に関する事業を行い、ノーマライゼーション理念が実現する社会に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第901号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月6日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	鳥取市立川町 六丁目176	グループホームて んまん	西伯郡南部町天萬 429 - 5	地域生活援助	平成17年12月1日

**鳥取県告示第902号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年12月6日

鳥取県鳥取保健所長 吉 田 良 平

名称	所在地	指定年月日
財団法人鳥取県保健事業団総合保健センター	鳥取市立川町六丁目176	平成17年10月17日

**鳥取県告示第903号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年12月6日

鳥取県鳥取保健所長 吉 田 良 平

名称	所在地	辞退年月日
調剤薬局大村	鳥取市片原二丁目110 - 2	平成17年10月30日

**鳥取県告示第904号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年12月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンタージュンテンドー新岩美店  
岩美郡岩美町大字浦富3327ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚正  
島根県益田市下本郷町206 - 5
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成18年7月19日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,465㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 106台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 14台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 面積 125㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 容量 40.5㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後8時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前7時30分から午後8時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ア 出入口の数 2か所
    - イ 位置 8の書類に記載のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 7 届出年月日  
平成17年11月18日
- 8 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間  
平成17年12月6日から4月間

## 10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220  
鳥取県商工労働部経済交流課  
岩美郡岩美町大字浦富675 - 1  
岩美町産業観光課

## 11 意見書の提出

岩美町の区域内に居住する者、岩美町において事業活動を行う者、岩美町の区域をその地区とする商工会その他の岩美町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

## 鳥取県告示第905号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年12月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルイ湖山店  
鳥取市湖山町東一丁目123

## 2 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	株式会社マルイ	998㎡
	株式会社ジェミニ物産	33㎡
	株式会社ライフオート	666㎡
	吉田カメラ	33㎡
	株式会社スイートガーデン	53㎡
	葵フラワー	33㎡
	株式会社バッカス	190㎡
	ヲサカ大正堂	274㎡
	計	2,280㎡
変更後	株式会社マルイ	1560.5㎡
	株式会社ジェミニ物産	66.12㎡
	株式会社ライフオート	779.92㎡
	吉田カメラ	37.5㎡
	葵フラワー	37.5㎡
	株式会社バッカス	90.2㎡
	計	2,571.74㎡

## (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ア 駐車場の位置及び収容台数

- (ア) 位置 6の書類に記載のとおり  
(イ) 収容台数 変更前 134台

変更後 131台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 変更前 11台

変更後 28台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 変更前 67m<sup>2</sup>

変更後 112m<sup>2</sup>

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 変更前 25.5m<sup>3</sup>

変更後 35.5m<sup>3</sup>

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前	株式会社マルイ	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後10時
	株式会社ジェミニ物産	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後10時
	株式会社ライフオート	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後10時
	吉田カメラ	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後10時
	株式会社スイートガーデン	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後10時
	葵フラワー	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後10時
	株式会社バックス	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後10時
	ヲサカ大正堂	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後10時
変更後	株式会社マルイ	終日営業			
	株式会社ジェミニ物産	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後10時
	株式会社ライフオート	開店時刻	午前9時	閉店時刻	午後10時
	吉田カメラ	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後10時
	葵フラワー	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後10時
	株式会社バックス	終日営業			

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前10時から午後10時まで

変更後 終日

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 変更前 6ヶ所

変更後 5ヶ所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

3 変更年月日

平成18年7月1日

4 届出年月日

平成17年10月31日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社マルイ 岡山県津山市一方228 代表取締役 松田 欣也

株式会社ジェミニ物産 東伯郡北栄町西園360 代表取締役 藤井 文雄

株式会社ライフオート 兵庫県神戸市中央区橋通四丁目2-13 代表取締役 石橋 一郎

吉田カメラ 鳥取市湖山町北一丁目2583 吉田 好隆

株式会社スイートガーデン 京都府京都市中京区烏丸通り御池下る虎屋町566-1 代表取締役 友田 雅己

葵フラワー 鳥取市安長750-61 波当根 春水

株式会社バックス 岡山県津山市一方228 代表取締役 松尾 辰男

ヲサカ大正堂 鳥取市今町一丁目319 尾坂 真人

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成17年12月6日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部産業振興課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第906号**

昭和55年鳥取県告示第819号（鳥取県農業会議の常任会議員の定数について）は、平成17年12月5日限り廃止する。

平成17年12月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第907号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年12月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字新井字親谷521の5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

学校教育用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第908号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡若桜町大字屋堂羅字大谷1204の1、1204の4から1204の38まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第909号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
日野郡日野町金持字後谷奥1872の4、1872の12、1872の14、1873の1、1873の2、1874の1から1874の4まで、1875の1、1875の2、津地字アナイゴ985の1、986の4から986の6まで、字上ノ谷1103、字下ノ谷1105の3から1105の8まで、1107の1、1107の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第910号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字滝ヶ谷山2017の1、2017の2、2017の4、2017の7、2018、2019、2017の14、字ムクロ谷71、72の1から72の4まで、72の8、72の9、字小ムクロ150の1、字空山151の1、152から154まで、字下貝谷155の1、156、157の1、158、159、字足谷下平272、273、字足谷上ミ平634から638まで、639の1、640から642まで、字足谷奥643の1、字寺谷平奥644から651まで、字寺谷平ラ652の1、字林口828の1(次の図に示す部分に限る。)、字ノ谷平928、929の1、929の2、930、字岩谷下モ平931の1から931の55まで、931の58、931の62、931の64、931の66、931の68、字カンド平1062の1、1062の6、1062の10、1062の12、1062の14から1062の16まで、1062の20、1062の21、1062の23、1062の24、大字下蚊屋字大塚口1の1、2の1・字箸建5の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、大字助澤字向山42の1、42の2、44の1、44の5、44の13、44の15、44の16、字小林447の1から447の3まで、447の5、448の1、字向ヒナ平458の1、458の3、459、460、461の1、461の5、466の1、467の1、467の3、字小屋谷478の1、字奥山479の3、481の3、481の16、字ヌク湯大塚482の1・482の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、482の3、482の4、字川平483の1、483の3、483の5から483の15まで、483の19、483の30、493の1、493の3から493の5まで、493の11、大字美用字奥山1の1、1の2、字小屋ノ谷151の1から151の5まで、字小黒目224の1から224の24まで、224の29から224の35まで、字朽谷1848の13、1848の31

#### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

#### 3 変更後の指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第911号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年12月6日

鳥取県知事 片 山 善 博



## 1 起業者の名称

倉吉市

## 2 事業の種類

農業集落排水事業中野地区汚水処理施設建設事業

## 3 起業地

(1) 収用の部分 倉吉市中野字登り立地内

(2) 使用の部分 なし

## 4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

農業集落排水事業中野地区汚水処理施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、農業集落排水施設を整備するものであり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である倉吉市は地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、農業集落排水の予定処理区域内で、ポンプによる圧送区間を可能な限り短くし、自然流下を多用することができる位置にある土地（以下「本件土地」という。）に農業集落排水処理施設を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、生産性の高い農業の実現及び活力ある農村社会の形成に資することが見込まれる。

イ 本件事業は鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分に配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益は、軽微なものになると考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保できること、周辺住宅に与える環境上の影響が少ないこと、事業費が経済的であること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、緊急に整備すべき事業と認められ、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

## 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

倉吉市葵町719 - 5

倉吉市役所

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第78号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区（市町村の合併に伴う鳥取県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成16年鳥取県条例第57号）の規定によりなお従前の選挙区によるものとされる当該従前の選挙区を含む。）における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成17年12月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,880
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,996
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	39,642
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	37,649
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,076
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,060
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,020
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,404
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,006
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,144
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,051
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,609

## 公 告

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条に規定するふぐ処理師試験を、次のとおり実施する。

平成17年12月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 試験の日時

- （1）学科試験 平成18年1月26日（木）午前10時から正午まで
- （2）実技試験 平成18年1月26日（木）午後1時から

### 2 試験の場所

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

## 3 受験資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者で、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号に規定する魚介類販売業（以下「魚介類販売業」という。）若しくは同条第16号に規定する魚肉ねり製品製造業（以下「魚肉ねり製品製造業」という。）又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

## 4 試験科目

- (1) 衛生関係法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品衛生学
- (4) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- (5) ふぐの処理の実技（毒性臓器の鑑別を含む。）

## 5 受験願書の受付期間

平成18年1月4日（水）から同月13日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）（必着）

## 6 受験願書の提出先

所轄保健所（住所地を管轄する保健所をいう。以下同じ。）に提出すること。

## 7 受験願書の添付書類

- (1) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）
- (2) 3(1)の受験資格を有する者にあつては、調理師免許証の写し
- (3) 3(2)の受験資格を有する者にあつては、次の書類
  - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する資格を有すること証する卒業証明書又は卒業証書の写し等
  - イ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類

## 8 受験手数料及びその納付方法

受験手数料は、9,040円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

また、受験手数料のほかに、実技試験に用いるふぐの代金が必要となること。金額及び納付方法については、受験願書等の書類の交付の際に、所轄保健所に問い合わせること。

## 9 受験に当たっての注意事項

- (1) 受験者は、試験当日、試験開始の15分前までに集合すること。（受付は、午前9時20分から開始する。）
- (2) 受験者は、次のものを持参すること。
  - ア 学科試験  
受験票及び筆記用具
  - イ 実技試験  
受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物

## 10 合格者の発表

合格者の受験番号を平成18年2月10日（金）に各保健所において掲示するとともに、食の安全推進課ホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/shokunoanzen/>）に掲載する。

なお、平成18年2月10日（金）までに受験者全員に通知する。

## 11 その他

- (1) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。
- (2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき開示するので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月の間に鳥取県生活環境部食の安全推進課又は各保健所に受験票を提示してその旨を申し出ること。
- (3) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部食の安全推進課又は最寄りの保健所に問い合わせること。

問合せ先の所在地及び電話番号は、次のとおり

- |          |                 |                    |
|----------|-----------------|--------------------|
| ・食の安全推進課 | 鳥取市東町一丁目220     | (0857 - 26 - 7247) |
| ・鳥取保健所   | 鳥取市江津730        | (0857 - 22 - 5729) |
| ・倉吉保健所   | 倉吉市東巖城町2        | (0858 - 23 - 3117) |
| ・米子保健所   | 米子市東福原一丁目1 - 45 | (0859 - 31 - 9321) |
| ・日野保健所   | 日野町根雨140 - 1    | (0859 - 72 - 2039) |